

監査公告第 16 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 6 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

経済環境部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・加賀市産業振興行動計画について、次のとおり意見を付す。

現計画の重要業績評価指標（KPI）の達成状況を見ると、すでに達成したものや、全く届いていないものなど、格差が大きいように思われる。

今後、策定される「第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略」との関連からも、いわゆるスマートシティ関係の重点施策については、これまで以上に施策としての実装を見据えたうえで、効果的な KPI 設定に努められたい。

対 応

加賀市産業振興行動計画は、ものづくり産業をはじめとした本市産業の「成長」と「創造」を目指し、平成27年度から令和3年度までの7カ年を計画期間とし策定しました。その間、産業界では目まぐるしいスピードで技術革新が進んでおり、また、社会情勢も大きく変化していることから、平成30年4月に計画の見直しを行いました。

しかしながら、見直しから約2年が経過した現在では、スマートシティ推進などの施策が大きく変化し、重要業績評価指標（KPI）と一部乖離しているものもあります。

今後は、スマートシティ実現に向け、デジタル化の推進や人材育成などに重点を置きながら、効果的な KPI 設定に努めてまいります。